

令和4年度五島市観光等Wi-Fi保守業務仕様書

1. 業務名 令和4年度五島市観光等Wi-Fi保守業務

2. 業務の目的

本業務は令和4年度に導入した五島市観光等Wi-Fiを良好な状態に保つために、システムを構成するハードウェア及びソフトウェアの保守について必要な業務を委託するものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 保守対象機器

保守対象機器は以下のとおりとする。

- ① 高浜海水浴場：五島市三井楽町貝津1054-1
アクセスポイント1台、ルーター等機器類一式、配線類
- ② 遣唐使ふるさと館：五島市三井楽町濱ノ畔3150-1
アクセスポイント3台、ルーター等機器類一式、配線類
(但し、建屋内既存配線は除く)
- ③ 井持浦教会：五島市玉之浦町玉之浦1243番地
アクセスポイント1台、ルーター等機器類一式、配線類
- ④ 大瀬崎灯台駐車場：五島市玉之浦町玉之浦
アクセスポイント計1台、ルーター等機器類一式、配線類
- ⑤ 富江キャンプ場：五島市富江町土取1333番
アクセスポイント計2台、ルーター等機器類一式、配線類
- ⑥ 旧五輪教会堂：長崎県五島市蕨町五輪
アクセスポイント計1台、ルーター等機器類一式、配線類
- ⑦ 江上天主堂：長崎県五島市奈留町大串1131
アクセスポイント計1台、ルーター等機器類一式、配線類
- ⑧ 宮の森公園：五島市奈留町船廻897番地
アクセスポイント計2台、ルーター等機器類一式、配線類

5. 保守内容

受注者は、本業務について、以下のとおり責任を持って行うものとし、全ての保守対象機器及び運用システムに関して、五島市に対する一元的な窓口となること。

(1) 保守体制

- ・保守受付対応時間は、9：00～20：00(年中無休)とする。ただし、Wi-Fiの機能が停止した場合は、その都度、五島市と協議のうえ、対応すること。
- ・機器等に障害が発生した場合は、速やかに作業を開始すること。困難な場合でも日中に電話・メール等により応急復旧する等、何らかの対応を行うこと。
- ・通常使用における故障で修理時に発生する交換部品等は、メーカー保証等のサービスで対応する。
- ・災害等による故障は、別途協議し修理内容を決定する。
- ・通信記録についても、同じ窓口で受け付け及び対応が可能なこと。

(2) 運用支援

- ・操作・設定などの問合せ対応
- ・利用者向け問い合わせ窓口の設置 (10:00～19:00 年中無休)
※問合せ方法は、電話又はメールフォームでの受け付け
- ・不具合発生時の原因調査及び復旧作業
※対応場所については、4章のとおり
- ・問合せ及び不具合対応作業状況レポートの作成・定期的な提出
- ・ハードウェア及びソフトウェアの構成管理
- ・重要障害発生時の報告及び対策の調整
- ・装置等の最新ファームウェア適用作業
- ・管理ソフトウェア等の最新バージョン適用作業
※ファームウェア適用及び最新バージョン適用については、問題なく稼働することを確認したうえでの適用とし、万一不具合が発生した場合は、個別の費用を請求することなく対応すること。

(3) 運用方法

- ・安定的な公衆無線LANサービスを継続的に提供できるよう、一元的に運営管理を実施する体制を有すること。
- ・常時リモートで管理すること。
- ・五島市からの指示により、任意にサービス提供時間を変更できること。
- ・アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、一定期間保持すること。
- ・事件、事故等により捜査機関等からログの提出等を求められた場合には、五島市の指示に基づき迅速、かつ適切に対応すること。
- ・障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。

(4) 月次レポート

- ・観光等Wi-Fiサービスの利用動向について、保守対象地点ごとの利用数等の統計データを毎月報告すること。（書面又はデータでの提出）

6. 完成報告

受注者は業務を完了したときは、遅滞なく五島市に対して業務完了通知書を提出すること。